

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人志・建設技術人材育成財団（以下「財団」という。）の評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員等の勤務形態)

第2条 この規程において、常勤とは、財団を主たる勤務先として財団の業務に日常継続的に（週3日以上）従事することをいい、非常勤とは常勤以外の場合をいう。

(報酬)

第3条 常勤の理事、監事には、報酬を支給する。

2 評議員、非常勤の理事、監事は無報酬とする。ただし、第5条2項に規定する日当は報酬として支給することができる。

(報酬の額及び支給方法)

第4条 前条第1項及び前条第2項の報酬については、評議員会において決定する。

(交通費)

第5条 役員等が財団の用務のため移動した時は、費用弁償として交通費を支給することができる。

2 前項の交通費は実費を支給し、日当として5,000円を支給することができる。

3 前2項の交通費および日当は、役員等の請求に応じ支給するものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会にて決定する。

(附則)

この規程は、2021年5月28日から施行する。

制定 2018年2月15日

改定 2021年5月28日